



2017年（平成29年）3月24日発行

会員便り 第64号

公益社団法人 広島県社会福祉士会 広報委員会 編集
〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内 TEL : 082-254-3019 FAX : 082-254-3018

県内ソーシャルワーカー3団体合同新年会 恒例、「たからくじ」?

今年も1月14日（土）夕方より、恒例の県内ソーシャルワーカー3団体合同新年互例会が広島市内で催されました。この文章を書いている「おのぼりさん」の私は会場の位置が分からず、現場近くでタクシーを降りてから15分くらい彷徨ってしまいました。ちなみに当日は広島県医療ソーシャルワーカー協会から22名、広島県精神保健福祉士協会から12名、そして広島県社会福祉士会からは19名が参加されました。降雪が心配される日柄にもかかわらず、尾道や江田島、安芸高田などの遠方からもお越し頂きました！有り難うございます。

会は8席のテーブルに抽選で着座。早速名刺交換が始まり、それからは三々五々、立ち話される方、座り込んで話し込まれる方など、いろいろ……。テーブルには初対面同士の自己紹介用に準備されたらしい、質問事項が書かれた手作りのサイコロが。スミマセン。私のテーブルでは活用されませんでした。ま、無くては話弾みでしたから……。

後半はお楽しみ抽選会。予算の都合で？景品は3つしか用意出来ず、当選者は3名。他はハズレの宝くじならぬ「多空くじ」。でもいいんです。いろいろな人と交歓するのがこのイベントの主眼ですから（抽選に外れたやっかみ？）。

最後は社会福祉士会のマドンナ達による歌と有志による演奏。「花は咲く」の伴奏にはギター、パーカッション、フルートと多芸な会員の皆さんでした。かく言う私は何年も吹いていないフルートで腕をふるうところまで行かず、練習不足の三線（さんしん）で空振りする訳にも行かず、キーボードは持ち込めないのが希望どおりには行きませんでした。（汗）

何はともあれ、まずは関連3職種でネットワークを作り、強める事は大事だと改めて感じられたイベントでした。
（生涯研修委員会 副委員長 三山 亮）



次号、広報紙は6月に発行予定です

3月号 県内ソーシャルワーカー3団体合同新年互礼会 /報告 コミュニティベースド・ソーシャルワーク実践者養成研修 /広島県地域生活定着支援センターNEWS /介護休業・育児休業制度の改正について /会員紹介リレー /研修イベント情報 /報告 SNS 講座報告 /編集後記

コミュニティベースド・ソーシャルワーク実践者養成研修

報告

～ 地域でなにができるか ～

今年度、広島県から委託をうけて、コミュニティをベースにソーシャルワークを実践する担い手を養成する目的で、1月16日（月）・17日（火）に基礎編を、2月20日（月）・21（火）に応用編を、計4日間の日程で開催しました。

今回の研修の対象者は地域包括支援センターや社会福祉協議会を除いた方が対象で、なおかつ、全日程の参加を条件に参加者を募りました。申し込みをいただいた方は、医療分野、高齢者分野、障がい者分野、児童分野など様々な分野から幅広く40名近くの方が参加いただきました。

研修内容としては、基礎編はコミュニティソーシャルワークに関する介護予防日常生活総合事業や医療連携についての講義から『専門職としての地域で何が出来るかを考える』をテーマでワールドカフェを行いました。最初は表情の硬い印象だった参加者のみなさんもワールドカフェあたりから硬さがとれて活発な意見交換が行われました。

実践編はグループワーク中心に行われ、支援計画をグループでディスカッションして立案を行うなど、実際に地域活動を行っている方の活動報告もあり非常に充実した濃い研修内容でした。

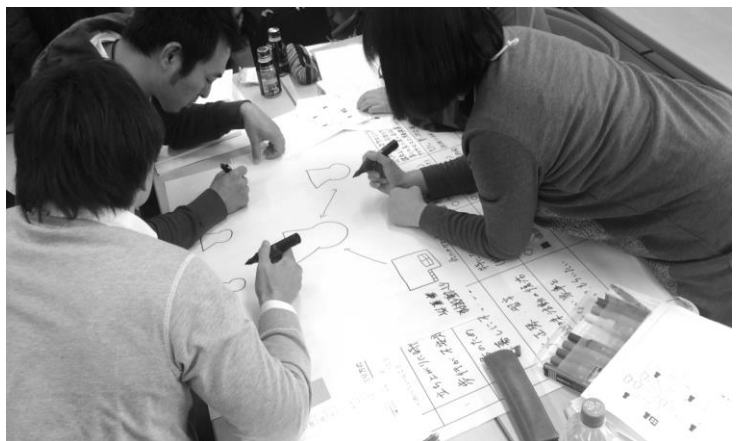
この研修で、非常に印象的だったのが参加者への中間課題として行った自分の地域課題のニーズ把握でした。基礎編と実践編の間に参加者へ講師から課題の提示があり、皆さん不安な面持ちでした。その課題を皆さんが積極的に取り組み、グループごとに共有し発表もありました。

この発表が非常にすばらしい内容ばかりで、私たちスタッフも多くの気づきを得られたと同時に参加者の地域への熱意を感じました。

今回の研修を通じて、地域包括ケアの推進へ向けて、参加者のみなさんが地域で何が出来るかを考えていただけるきっかけの一つになることができれば、研修を実施した目的の多くは達成できたのではないかと思います。

そして今後も、地域の支援の輪を育む人たちが少しでも増えていくことに役立てるよう、次年度も当委員会で研修を企画していこうと思います。

（地域包括ケア推進委員会 委員長 赤山 亮）



司法と福祉をつなぐ 広島県地域生活定着支援センター NEWS

《 2016 年 11 月 28 日 支援セミナー 開催 》

刑務所を出所する高齢者が社会で生活していくために
～本人の居場所と支援者のかかわり～

今回のセミナーでは、高齢者の生活を支えるためにかかわっている機関が一堂に会し、各機関の役割や課題について考えました。

■関係機関の取り組みを聞く

広島刑務所、広島保護観察所、更生保護施設ウィズ広島、広島県地域生活定着支援センター、それぞれの立場から発表しました。

続いて、刑務所を出所し養護老人ホームに入所した A さんが、今、どんな暮らしをしているか、施設職員から実際の様子についてうかがいました。

施設職員として、出所と同時に、施設の体験利用なく A さんを受け入れるという不安、それでも、「まずやってみよう、何か問題が起きたらその時に対応を考えよう」という決断、二つの思いについて率直にお話してくださいました。

今では、日々の活動の中で、A さんが別の利用者の方のスリッパを脱がせてあげることもあるというエピソードに加え、「ほんの少しの支援があれば普通の生活が可能の方は多くいらっしゃいます」とメッセージをいただきました。A さんを理解し、安心させてくださっている施設職員の方々の支援で、A さんが笑顔で生活をしている姿を写真で紹介いただきました。参加者の方々が熱心に写真に見入っている様子が印象的でした。



■更生保護施設ウィズ広島・広島刑務所見学を通じて

そして、ウィズ広島、広島刑務所のご協力を得て、両施設内を見学しました。作業風景や生活居室を見学する中で、「当たり前だけど、みんな普通の人なんですね」という声をあちこちで聞き、胸がじんわり温かくなりました。予定より多くの方に、ご参加をいただきありがとうございました。今後も、ご理解とご支援をお願いいたします。
(文責 地域生活定着支援センター職員)

*広島刑務所 (広島市中区吉島町)

1869 年(明治 2 年)に徒罪場として設置。

1922 年(大正 11 年)「広島監獄」から「広島刑務所」に改称される。定員 1476 人中、695 人収容(2016.11.28 現在)

*更生保護施設ウィズ広島 (広島市中区吉島東)

全国に 103 箇所更生保護施設のうちのひとつ。

更生保護法人によって運営され、犯罪をした人の自立更生を支援する非営利の民間組織。

1933 年(昭和 8 年)設立。2004 年(平成 16 年)現在地に移設。

定員 39 人。(うち男子成人 29 人、男子少年 3 人、女子成人 5 人、女子少年 2 人)

(更生保護施設ウィズ広島ホームページより)

改正育児・介護休業法のポイント（介護休業に関連して） （平成 29 年 1 月 1 日 施行）

仕事と介護の両立の難しさ、介護離職者の増加、現場で実感されることも少なくないですね。介護に直面しても、すぐに退職することなく、仕事と介護を両立するための制度の改正ポイントについて、オフィスたいよう西田事務所 西田英俊 会員（特定社会保険労務士 社会福祉士 主任介護支援専門員）に解説いただきました。



仕事と介護の両立支援のための、介護休業における改正ポイントは、以下の4つです。

- (1) 介護休業の分割取得および対象家族の要件の緩和
- (2) 介護休業の取得単位の柔軟化
- (3) 介護のための所定労働時間の短縮措置等
- (4) 介護のための所定労働時間の制限（残業の免除）

このうち、最も大きなポイントである（1）介護休業の分割取得および対象家族の要件の緩和について説明します。（厚生労働省 リーフレット参照）

（1）介護休業の分割取得

現行

介護休業について、
介護を必要とする家族（対象家族）1人につき、通算93日まで
原則1回に限り取得可能

改正内容

対象家族1人につき通算93日まで、
3回を上限として、介護休業を分割して取得可能

介護休業とは・・・

労働者（日々雇用される方を除く）が、要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）の対象家族を介護するための休業です。

対象家族の範囲は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、また、同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫です。（※今後見直しの予定です。）

改正前は、対象家族 1 人につき、通算 93 日まで、原則 1 回に限り取得可能であったのが、改正後は、3 回を上限として介護休業を分割して取得可能になりました。介護休業の取得目的は人によって様々だと思いますが、93 日というのは概ね 3 か月であり、これを直接介護に充てると、あっという間に介護休業期間が経過します。一概には言えませんが、この 93 日間の使い道として、病院との調整、介護事業所の見学や契約など、調整のための休業という観点で利用したほうが効果的と言えます。

例として、脳梗塞を発症し、病院に搬送されたケースで考えますと、病院が家族を呼んで、治療や介

護方針などの説明、老健施設等の見学や契約が行われるのは、多くの場合平日昼間であり、そこで介護休業を取得する必要性が出ます。さらに、介護計画の調整や介護方針の確立には時間もかかる場合もあり、退院後も介護事業所等の調整のために、さらに介護休業を行う必要性も出ます。

介護サービス計画がある程度確立し、在宅に帰ってもショートステイや地域包括ケア病床の利用なども組み合わせ、比較的落ち着いている期間は仕事に復帰し、再び調整で動かなくてはならない場合には介護休業を取得するなど、93日間を上手に活用するには、介護をする家族の勤務先の理解、病院や介護関係者との効果的な連携が必要になります。

また、対象家族の要件のうち、祖父母、兄弟姉妹、孫については、同居・扶養要件は不要となりました。また、同じ平成29年1月1日に、65歳以上にも雇用保険の対象が拡大しています。このため、最近多い兄弟姉妹間の介護においても、介護休業が取得しやすくなったと言えます。

参考 厚生労働省 ホームページ

（育児・介護休業法）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h28_06.pdf

（雇用保険の対象拡大）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000136394.pdf>

会員紹介リレー

西支部 しょうだい さくら 小代 桜さん

地域密着型特別養護老人ホーム 府中みどり園 施設長

～自分が暮らしたい場所づくり～

■自分を一言でPRをお願いします。

闘う人、旅する人、デラシネ・・・でしょうか。

■今のお仕事について教えてください。

地域密着型特養の施設長をして4年目になります。立ち上げから関わり、「自分が暮らしたい場所づくり」を施設理念に掲げ、他人事にならないよう利用者中心の支援を行う、社会福祉士としての立ち位置を常に意識した運営を心掛けています。30年前から介護現場に携わっていますが、現場で感じたり、悩んだりしてきた事を今の施設運営に生かして行こうと、組織の限界ぎりぎりのラインまで、出来ることは何でもしたいと思っています。

■仕事をする上で心掛けている事を教えてください。

自分から地域や外部へ発信することを常に意識し、広報、ブログ、地域のカフェづくり、連絡会づくりなどをしてきました。守りの姿勢にならないこと、自分で自分の限界をつくらないこと、自分の在り方を問う姿勢を常にもつことが社会福祉士の自分として心がけていることです。

■社会福祉士会の活動から学んだり、日々の業務に活かされている事を教えてください。

20数年前ある方の人生にふれたことをきっかけに社会福祉士として歩み始めました。会としては静岡県の社会福祉士会での活動が長く、広報委員会や若い社会福祉士と語り合う場づくりをしながら自分自身についても見つめ続けてきました。一昨年は、静岡県でその頃の仲間の社会福祉士と『ソーシャルワークとは何か』というトークライブを行ってきました。今もその頃のことが現在の職場での人材育成に役立っています。



研修・イベント情報

独立型社会福祉士会主催：「独立型社会福祉士の展望を語る会（福山会場）」

日時：4月15日（土）13：00～15：00（12：45受付）

場所：福山すこやかセンター 3階視聴覚室

内容：独立型社会福祉士について、ソーシャルワークについて

定員：20人（但し社会福祉士会の会員に限る） 会費：200円

申込：当会事務局にお電話でお申し込みください。

中・南支部主催：「全体会」

日時：4月22日（土）14：00～16：00

場所：呉市広まちづくりセンター

内容：平成28年度事業報告と研修会（内容検討中）

広島県社会福祉士会総会

日時：5月28日（日） 13：00～15：30

場所：広島県健康福祉センター 8階大研修室

内容：平成28年度決算報告、事業報告、平成29年度予算、事業計画等、公開講座

社会福祉士の活動する各分野制度に動きがみられ、本会の各般の活動報告と併せて、肌を感じる研鑽の場としたいと思っております。取り上げるテーマは地域包括ケア、障害者福祉、児童福祉、司法福祉、権利擁護（成年後見制度）、生活困窮支援などから調整しています。総会での事業報告を掘り下げる内容になるものと思っております。ご期待ください。

報告

広報委員会主催研修会 2017年3月4日（土）、ワンコイン講座

<今から始める SNS講座 ～活用に向けて～>

上記講座を広島市中区「KUWAパソコンスクール」で開催しました。講師は、代表桑原美衣子さんでした。この講座企画は、今後、当会の研修情報などもホームページの活用と同様にSNSを活用していきたいと考えているからです。SNSの中でも、LINEやFacebook（FB）などが浸透してきています。けれど、上手に利用しないとリスクもあります。FBは実名とつながりメリットがあります。私たち社会福祉士が、ネットワークを広げるのにお相手がどんな方が分かって付き合うことが大切ですね。離れている人ともつながれる！情報交換できる！友達リクエストによって輪が広がり仕事にも役立つようなツールになればと思います。

参加者は「プライバシーの意識をもつ」ことの説明を受け、いざ登録！参加者は、10名程度ではありましたが、90分講師を質問攻めにしながら、フェイスブックにアカウントを作成しました。登録だけで終わらないようにしっかりと活用していきたいと思っております。（委員長 幸本尚子）



編集後記

★今年も春がやってきた。この春という季節を、一人でも多くの方が感じ、そしてホッと心安らぐことができる。そのような世の中でありたい（巴直）★春はすぐそこまで来ます。心機一転新たな目標に向かって努力あるのみ（藤浴教）★3月始めから検査入院中。

患者&社会福祉士の視点から病院内を観察。自分で自分の心中をケアしたり…なかなかできない体験を満喫してます（井唯）★あっという間に春ですね♪僕にとっては旅立ちや別れじゃなく、花粉の季節です。涙が止まりません!!（涙）（酒井良）★映画「パティントン」があまりに良かったので福岡の妹に勧めたら、逆に「この世界の片隅に」をすすめられて、スミマセンまだ観てませんでした（坂本南）★今年は花粉が多いと聞きますが、桜の見頃はいつになるでしょうか？（山根雅）★春ですね。気持ちが引き締まります。新しいことがはじめてみたいと思っておりますが、なにかから始めようか思案中です（幸本）

